

令和4年度行政経営研究会

日時 令和4年4月28日（木）
午後1時30分～
会場 ウェブ会議
（静岡県庁別館2階第1会議室A）

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 副会長指名

4 議事

（1）令和4年度行政経営研究会の進め方

資料1、2

（2）令和3年度実績と令和4年度研究事項

資料3

（3）令和4年度以降の新規テーマ提案の受付について

資料4

（4）意見交換

5 閉会

令和 4 年度行政経営研究会の進め方について

(県経営管理部市町行財政課)

1 事務局の運営体制

これまで、市町提案により課題検討会を設置する場合、県市町行財政課が事務局として運営を担ってきたが、提案内容の確認・課題の整理といった準備作業に時間を要し、機動的な対応がとりにくい、対応テーマ数が限られるといった問題があった。

このため、今後、市町提案で新規テーマとして取り上げるものに関しては、内容を熟知した提案市町が県担当課とともに課題検討会を運営することを明確にするよう、要綱を改める。→資料 2-1, 2-2, 2-3

なお、令和 3 年度に伊豆の国市から提案があった「指定金融機関等に対する手数料」については、速やかに検討に入るため、先行的に提案市が課題検討会の運営に取り組んでいる。

2 テーマ選定方針

○多くの市町に共通または一律の対応が求められる最重要課題及び市町が主体的に運営するテーマに絞って取り組む

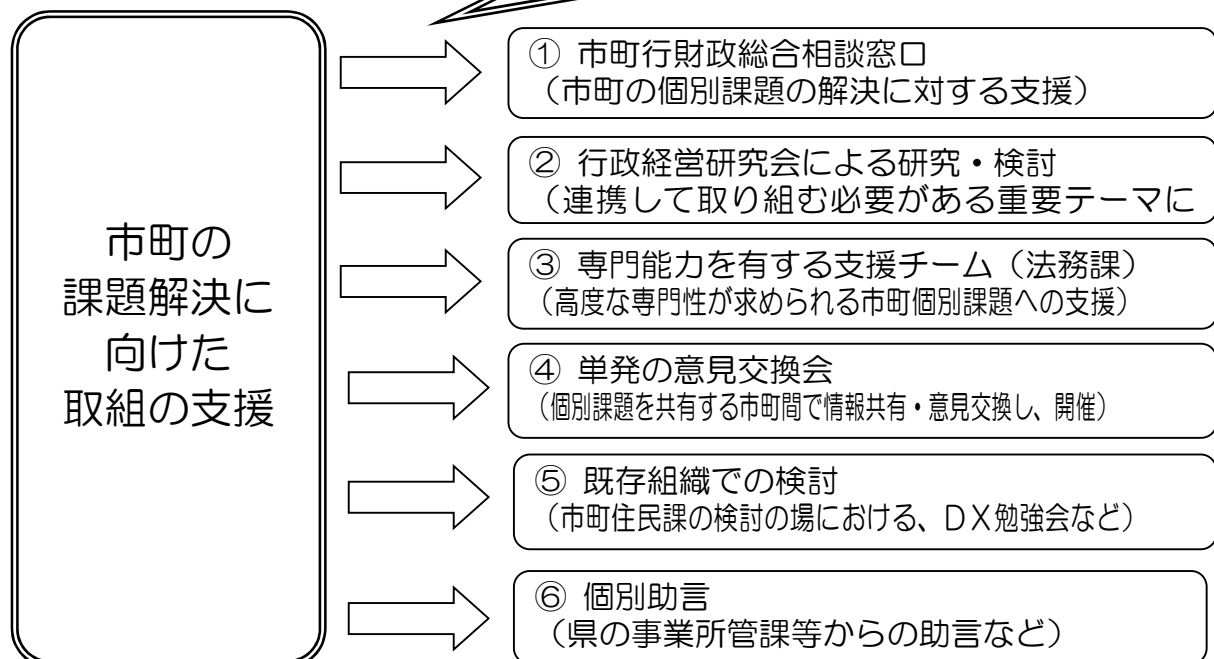
【取組テーマ選定に当たっての考え方】

- ・ 社会情勢や法改正等により、全団体が対応する必要のあるもの（ICT 利活用、地方公会計の活用 等）
- ・ 直面する課題で、市町が自主的に運営するもの（指定金融機関の手数料）

○ 市町の課題解決に対しては、行政経営研究会→② のほか、以下の多様な手法により支援していく。

- ① 市町行財政総合相談窓口
- ③ 専門能力を有する支援チーム
- ④ 単発の意見交換会
- ⑤ 既存組織の積極的活用
- ⑥ 個別助言

個々の事案に応じた
手法により課題解決へ



3 令和4年度研究テーマ

(1) 令和3年度からの継続テーマの取扱い

取組方針に沿ったテーマは継続し、その他のものは、他の協議の場における検討や個別助言にシフトする。

区分	部会・課題検討会 (担当課)	取扱い (案)	令和4年度に終了する案件の考え方
部会	ファシリティマネジメントの推進 (資産経営課)	継続	
	ICT利活用 (デジタル戦略課)	継続	
	公民連携・協働 (行政経営課)	継続	
課題検討会	水道事業の広域連携等 (水資源課)	終了 (独立)	・静岡県水道広域連携全体会議を新たに設置し、引き続き水道の広域連携について検討、協議する。
	権限移譲受入体制の検討 (市町行財政課)	継続	
	地方公会計の活用 (市町行財政課)	継続	
	マイナンバーカードの利活用等 (市町行財政課)	継続	
	オフィス改革の推進 (市町行財政課)	終了 (⑥個別助言)	・各市町の取組状況や手法が異なるため、個別助言で対応 ・新たな動きがあれば意見交換会を開催
	内部統制の体制整備 (市町行財政課)	終了 (⑥個別助言)	・各市町の取組状況や手法が異なるため、個別助言で対応 ・新たな動きがあれば意見交換会を開催
	人材育成の推進 (市町行財政課)	終了 (⑤既存の場)	・市町人事給与担当課長会議や人材育成等専門家派遣事業 (総務省) などの既存の場を有効に活用
	指定金融機関等に対する手数料 (伊豆の国市)	継続	
地方公務員の定年引上げへの対応 (市町行財政課)	終了 (⑥個別助言)	・改正地方公務員法 (R5.4.1施行) に備え、各市町の状況に応じた個別助言へシフト。 ・市町に求めに応じて、意見交換会を開催	

行政経営研究会設置要綱の一部改正

行政経営研究会設置要綱の一部を次のように改正する。

(1) 第7条を次のように改める。

(課題検討会)

第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。

2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に係る職員をもって構成する。

3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。

4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

5 課題検討会の庶務は、課題検討会の設置を希望した静岡県内市町または事務局において処理し、研究希望事項に係る静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(2) 別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	(略)
静岡県内市町	静岡市 企画局長
	浜松市 総務部長
	沼津市 企画部長
	熱海市 経営企画部次長（企画財政担当）
	三島市 企画戦略部長
	富士宮市 総務部長
	伊東市 企画部長
	島田市 行政経営部長
	富士市 総務部長
	磐田市 企画部長
	焼津市 行政経営部長
	掛川市 企画政策部長
	藤枝市 企画創生部長
	御殿場市 企画部長
	袋井市 <u>理事兼企画部長</u>
	下田市 財務課長
	裾野市 <u>市長戦略部長</u>
	湖西市 企画部長
	伊豆市 総務部長
	御前崎市 総務部長
	菊川市 企画財政部長
	伊豆の国市 <u>総務部長</u>
	牧之原市 総務部長
	東伊豆町 総務課長
	河津町 総務課長
	南伊豆町 総務課長
	松崎町 総務課長
	西伊豆町 総務課長
	函南町 総務部長
	清水町 企画課長
	長泉町 総務部長
	小山町 企画総務部長
	吉田町 <u>企画課長</u>
川根本町 <u>総務課長</u>	
森町 参事兼総務課長	
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

附 則

この改正は、令和4年4月28日から施行する。

新 旧 対 照 表

資料 2 - 2

行政経営研究会設置要綱

改正前	改正後																																				
<p>(課題検討会) 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に係る静岡県担当課室がその支援を行うものとする。</p>	<p>(課題検討会) 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 課題検討会の庶務は、課題検討会の設置を希望した静岡県内市町または事務局において処理し、研究希望事項に係る静岡県担当課室がその支援を行うものとする。</p>																																				
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 667 1108 1189"> <thead> <tr> <th colspan="2">行政経営研究会の構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">静岡県内市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>袋井市 <u>企画部長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>裾野市 <u>企画部長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊豆の国市 <u>市長戦略部長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">静岡県市長会町村会総合事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>吉田町 <u>理事兼企画課長</u></td> </tr> <tr> <td>川根本町 <u>参事兼総務課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行政経営研究会の構成員		静岡県	(略)	静岡県内市町	(略)	袋井市 <u>企画部長</u>	(略)	裾野市 <u>企画部長</u>	(略)	伊豆の国市 <u>市長戦略部長</u>	静岡県市長会町村会総合事務局	(略)	(略)	吉田町 <u>理事兼企画課長</u>	川根本町 <u>参事兼総務課長</u>	(略)		<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 667 2145 1189"> <thead> <tr> <th colspan="2">行政経営研究会の構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">静岡県内市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>袋井市 <u>理事兼企画部長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>裾野市 <u>市長戦略部長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊豆の国市 <u>総務部長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">静岡県市長会町村会総合事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>吉田町 <u>企画課長</u></td> </tr> <tr> <td>川根本町 <u>総務課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行政経営研究会の構成員		静岡県	(略)	静岡県内市町	(略)	袋井市 <u>理事兼企画部長</u>	(略)	裾野市 <u>市長戦略部長</u>	(略)	伊豆の国市 <u>総務部長</u>	静岡県市長会町村会総合事務局	(略)	(略)	吉田町 <u>企画課長</u>	川根本町 <u>総務課長</u>	(略)	
行政経営研究会の構成員																																					
静岡県	(略)																																				
静岡県内市町	(略)																																				
	袋井市 <u>企画部長</u>																																				
	(略)																																				
	裾野市 <u>企画部長</u>																																				
	(略)																																				
	伊豆の国市 <u>市長戦略部長</u>																																				
静岡県市長会町村会総合事務局	(略)																																				
	(略)																																				
	吉田町 <u>理事兼企画課長</u>																																				
	川根本町 <u>参事兼総務課長</u>																																				
(略)																																					
行政経営研究会の構成員																																					
静岡県	(略)																																				
静岡県内市町	(略)																																				
	袋井市 <u>理事兼企画部長</u>																																				
	(略)																																				
	裾野市 <u>市長戦略部長</u>																																				
	(略)																																				
	伊豆の国市 <u>総務部長</u>																																				
静岡県市長会町村会総合事務局	(略)																																				
	(略)																																				
	吉田町 <u>企画課長</u>																																				
	川根本町 <u>総務課長</u>																																				
(略)																																					

行政経営研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「县市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、县市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、县市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、县市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 县市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関する事
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関する事
- (3) 研究等の進捗管理に関する事
- (4) 研究等の結果を踏まえた县市町の具体的取組方針の決定に関する事
- (5) 研究等及び县市町の連携促進等に係る連絡調整に関する事
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関する事

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当）
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部地域振興局長をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、**課題検討会の設置を希望した静岡県内市町または**事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当） 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長（企画財政担当） 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 <u>理事兼企画部長</u> 下田市 財務課長 裾野市 <u>市長戦略部長</u> 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 <u>総務部長</u> 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 <u>企画課長</u> 川根本町 <u>総務課長</u> 森町 参事兼総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会

令和3年度報告及び令和4年度研究事項

令和4年4月28日

1

令和3年度及び令和4年度の研究事項(案)

【部会】

令和3年度(3)	取扱い	令和4年度(3)
A ファシリティマネジメントの推進	継続	A ファシリティマネジメントの推進
B ICT利活用	継続	B ICT利活用
C 公民連携・協働	継続	C 公民連携・協働

【課題検討会】

令和3年度(9)	取扱い	令和4年度(4)
a 水道事業の広域連携等	完了	
b 権限移譲事務受入体制の検討	継続	b 権限移譲事務受入体制の検討
c 地方公会計の活用	継続	c 地方公会計の活用
d マイナンバーカードの利活用等	継続	d マイナンバーカードの利活用等
e オフィス改革の推進	完了	
f 内部統制の体制整備	完了	
g 人材育成の推進	完了	
h 指定金融機関等に対する手数料【新規】	継続	h 指定金融機関等に対する手数料
i 地方公務員の定年引き上げへの対応【新規】	完了	

2

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和3年度の実績

○個別施設計画の策定、運用方法等の研究

⇒ 個別施設計画の策定や、策定後の運用方法等について、県や先進市町の事例を共有し、策定中の市町を支援。

○「ふじのくに官民連携実践塾(官民連携プラットフォーム)」のWeb会議による開催

⇒ 具体的な事業について、Web会議を活用した意見交換(サウンディング)する「場」を設定。

3

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和4年度の研究方針(検討中)

○OFM領域におけるDX化の推進(新規)

- オープンデータの活用について、研究・意見交換する。
- 未利用財産の情報共有の推進について、研究・意見交換する。

○ふじのくに官民連携実践塾(官民連携プラットフォーム)の開催(継続)

- 市町合同でのサウンディングを継続して実施する。
- どの市町でもサウンディングに参加・見学できる体制を構築する。
- 新しい生活様式への対応(Web会議サービスの活用等)や対象案件の現地視察等、より効果的なサウンディングの方法について研究する。

4

B ICT利活用部会(デジタル戦略課)

令和3年度の取組実績

○情報システム標準化・共通化に係る勉強会

- ・国やベンダーの最新情報の情報提供

○行政手続きのオンライン化の推進

- ・市町の次期汎用電子申請システム共同調達の検討、取りまとめ

○市町におけるICT導入実証モデル事業の実施

- ・複数市町による音声認識技術及びAI-OCRの導入実証、効果検証
- ・令和4年度の複数市町による共同導入に向けた取りまとめ

○LoGoチャットの導入検証、共同調達

- ・LGWANで利用できるビジネスチャットツール(LoGoチャット)のトライアルを実施
- ・県と市町、市町同士が自由に情報交換を行うことができる組織を設置
- ・令和4年度に希望する市町を取りまとめて共同調達を実施

B ICT利活用部会(デジタル戦略課)

令和4年度の研究方針

○情報システム標準化・共通化

- ・県は支援窓口の設置やアドバイザー派遣等のアウトリーチ型支援を実施。
- ・対象業務の現状分析・改善方法の提示や、市町に対する研修を実施し、市町が自力で標準化・共通化に取り組めるよう支援。
- ・国の最新情報や他自治体の先進事例の情報提供

○行政手続きオンライン化の推進

- ・県や市町の取組事例の紹介
- ・子育て・介護関係26手続きのオンライン化進捗状況の情報共有

○国の最新情報等の提供

- ・デジタル庁等の取組の情報提供

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和3年度の研究実績

○ 「指定管理者制度」

・「ふじのくに施設紹介フェア2021」の開催（R3.7.30）

参加者：9自治体（県、浜松市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、
菊川市、河津町、長泉町）

開催内容（新型コロナウイルス対応のため開催内容を変更）

(1) 施設別個別ブースでの施設紹介及び相談（6自治体7ブース）

(2) 希望企業等への施設紹介資料の配布（9自治体約140施設）

・指定管理者制度WGの開催（①R3.10書面開催／②R4.2書面開催）
－市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
－各市町の要望に基づき書面にて開催

7

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和4年度の研究方針

○ 「指定管理者制度」

・「ふじのくに施設紹介フェア2022」の開催（R4.8開催予定）
新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を徹底の上、
対面イベント形式での開催を計画予定

・指定管理者制度WGの開催（年2回を予定）

－市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
－各市町の要望に基づき書面にて開催予定

8

a 水道事業の広域連携等(市町行財政課、水資源課)

令和4年度以降の組織体制

<R3年度の活動実績>

○水道事業の広域化の検討

- ・令和4年度の水道広域化推進プラン策定に向けた広域化パターンの検討及び広域化シミュレーションの実施(賀茂地区、静清富士地区、遠州地区)
- ・令和2年度に実施したシミュレーション結果等を踏まえ、令和4年度の水道広域化推進プラン策定に向けた検討、意見交換(駿豆地区、大井川地区)

<R4年度以降について>

- 水道広域化推進プランの策定・検討・推進にあたり、県・市町が一堂に会し、その進捗管理や継続して広域連携の検討・推進を行うため、現在の課題検討会を発展的に独立させ、新たに「静岡県水道広域連携全体会議」を設立予定

9

b 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和3年度の研究結果

取組状況と成果

1. 県の協力体制の検討

県の協力体制の拡充

- ・ 説明会等の開催(高圧ガス保安法、液化石油ガス法、NPO法)
…担当者連絡会議の定期的な開催、会計に関する知識の情報共有・研修の案内
- ・ マニュアル等の作成(農地法、鳥獣保護法ほか5法令)
…事例の検討やガイドラインの作成、各市町の状況を調査し提供

2. マニュアル等引継ぎ資料の質の向上

権限移譲事務の課題や支障として、権限移譲事務の知識やノウハウ等の引継ぎが困難という意見が挙げられていることから、マニュアルをはじめとした引継ぎ資料の質の向上に取り組んだ。

(1) 市町からの意見への対応

- ・ マニュアルと要綱における記載内容の不一致を改善(浄化槽法ほか3法令)

(2) 県のセルフチェック

- ・ 159法令のマニュアル等をチェック
- ・ 不足点等を把握したものを含めた107法令において改善等の対応を実施

3. 事務権限の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)

- ・ 令和2年度の課題検討会において具体の検討を行うと整理した「食品表示法及び政令」と「高齢者住まい法」について、法令ごとに移譲市と県の事業課を含めた検討会を開催(各2回)
- ・ 検討会では、移譲当時と現在の状況変化、事務返還以外の手段の検証、返還にあたり生じる課題と対応、スケジュール等を議論、整理
- ・ 県と市で協議が調った「食品表示法及び政令」について、令和4年4月1日から事務を県に返還

10

b 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和4年度の研究方針 <ふじのくに権限移譲推進計画(第4期)>

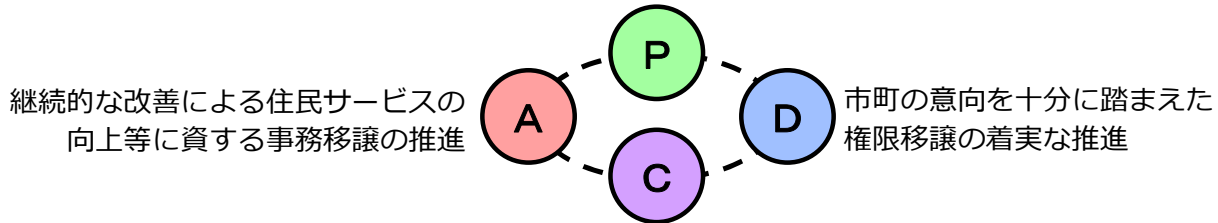
権限移譲推進計画の理念

市町の政策実現のために必要な権限の移譲を進める

■ 権限移譲を推進するための具体方策

(1) PDCAサイクルを活用し、課題の解消や改善を図る

権限移譲推進計画(令和2年度~4年度)



権限移譲の効果の検証・課題の抽出
(県・市町権限移譲推進協議会、課題検討会)

(2) 事務執行の支援の強化

- ・ 特に権限移譲事務のマニュアル等引継ぎ資料の質の向上

(3) 全体最適を考慮した移譲事務の柔軟な見直し

- ・ 政策実現のために必要な行政サービスの提供体制を、県全体として最適化する観点で精査

(4) 現行計画終了後(令和5年度以降)の権限移譲推進の方針を検討

11

c 地方公会計の活用(市町行財政課)

<コロナ禍で顕著となった現象>

- ・ 従来からの行政サービスを維持するための財源が不足
- ・ 基金を取崩して予算編成を行う団体の発生

持続可能な
財政運営への
赤信号

自ら原因を**分析**し、**予見性をもった財政運営**の実現を図る

公会計の活用

中長期財政シミュレーション
公共施設総合管理計画 など

- ・ シミュレーション、計画の精度UP
- ・ データの客観性担保

c 地方公会計の活用(市町行財政課)

令和4年度の研究方針

<R3年度の活動実績>

○行政目的別コスト分析(手法確立)

- ・決算統計、固定資産台帳の情報を活用
- ・「図書館」を例に、コストと行政サービス提供(アウトプット)の相関を団体間比較
⇒各団体の特徴を確認(見える化)

※大塚教授(熊本学園大学)の講義(意識改革)

- ・コストの大小ではなく、コストに見合った行政サービスが生み出されているかが重要
- ・身の丈にあった行政活動を目指すべき

<R4年度の研究方針>

○行政目的別コスト分析(汎用性向上)

- ・「図書館以外の施設」について団体間比較を実施
⇒R3の成果を展開

各団体による自発的な分析へ

+

○間接コスト分析(試行)**【新規】**

- ・コロナ禍で補助金交付事業が増加
- ・市町の事務負担(間接コスト)に関する分析の必要性
⇒間接コストの分析やコントロール手法の確立を目指す

d マイナンバーカードの利活用等(市町行財政課)

令和3年度の研究結果

<検討内容>

○マイナンバーカードの普及促進・業務改善策の検討・実施

- ・日本郵便株式会社によるカード関連事務の郵便局への委託に関する説明
- ・市町の優良取組事例の共有
- ・カードの普及促進策、カード関連事務の諸課題に関する意見交換

令和4年度の研究方針

<経緯・現状など>

- ・マイナンバーカードの普及率(R4.4.1現在) : 全国 43.3% ←→ 本県 43.7%
- ・政府は、今年度末までに、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しており、県と市町が協力し、カードの普及・利活用を推進する必要がある。

<検討内容>

○マイナンバーカードの更なる普及促進策の検討・実施

- ・県外団体と連携した取組の実施、優良事例の共有

e オフィス改革の推進（市町行財政課）

令和3年度の研究成果

○市町アンケートの実施（各市町のR3.10.1時点の取組状況や課題意識等を調査）

【概要】

項目	回答数	項目	回答数
導入中（試験導入を含む）	24市町	検討中	3市町
導入予定なし	0市町	未定	8市町

【課題】 労務管理ルール策定、情報セキュリティ確保、端末整備等の予算確保

○課題検討会の開催

【内容】

- ・国及び県内の「テレワーク」導入に関する動向の説明による情報共有
- ・テレワーク等の導入事例について3市町から発表

【効果】

- ・小規模自治体の導入事例発表だったため、検討中の市町についてはいい刺激となった。

令和4年度の研究方針

- 各市町の取組状況や手法が異なるため、行政経営研究会での検討は行わない。
- 新たな動きがあれば個別助言で対応

f 内部統制の体制整備（市町行財政課）

令和3年度の研究成果

○課題検討会を開催

【内容】

○「テレワークの推進」に向けて、内部統制の観点からの取組

（ポイント）

- ・テレワークの導入時に必要な、業務単位での業務の進め方や必要な情報などの整理について、既に内部統制の観点で取り組む団体のある「業務手順書」や「業務フロー」と同様の取組が効果的である
- ・総務省の手引きに掲載されている事例や、県内での取組事例（R2）を再紹介

※「オフィス改革の推進」課題検討会と同時開催

令和4年度の研究方針

- 各市町での取組状況や手法が異なるため、行政経営研究会での検討は行わない。
- 新たな動きがあれば個別助言で対応

g 人材育成の推進(人事課、市町行財政課)

令和3年度の研究結果

<経緯・現状など>

- ・自発的に物事と向き合うことができる職員の育成に必要なマネジメントについて検証・検討する場として、平成30年度から検討開始
- ・令和元年度は女性職員のキャリアアップ、人事評価、メンタルヘルスの3テーマに絞って検討会を実施し、令和2年度は総務省の専門家派遣事業を活用

<検討内容>

○自治体職員の意欲と能力を引き出すには

- ・令和3年度は組織論を専門とし、人材育成にも高い見識を持つ同志社大学太田肇教授に講演を依頼した。
- ・今求められている公務員像や今後の人材育成のあり方について助言を受けた。

令和4年度の研究方針

○専門家派遣事業や市町人事給与担当課長会議を活用

h 指定金融機関等に対する手数料(伊豆の国市会計課)

令和3年度の研究結果【新規】

- ・ 35市町を対象としたアンケート実施(8/24~9/17)

1. アンケートの内容と結果

- ① 指定金融機関等が自治体に対し経費負担の適正化を求めている公金取扱手数料の種類及び額

→取りまとめ結果を市町にフィードバックし、web会議を実施

- ② 当研究会の名義で金融機関に対するアンケートを行うことの是非(11月)

→アンケート実施賛成 30団体(85.7%)

アンケート実施反対 5団体(14.3%)

h 指定金融機関等に対する手数料(伊豆の国市会計課)

令和4年度の研究方針

1. 金融機関に対するアンケートを実施する

① 対象 36金融機関

➤ (今年度の検討会に参加を希望する市町の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関等(JA富士伊豆の合併を加味))

② 方法 web「logo form」によるアンケート

③ 時期 6月下旬~8月頃

2. 金融機関からのアンケート結果を集計して、参加自治体でweb会議等により開催

i 地方公務員の定年引上げへの対応(市町行財政課)

令和3年度の研究結果【新規】

<経緯・現状など>

- ・地方公務員法の改正により、地方公務員の定年が、60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げ(令和5年4月施行)
- ・定年引上げに伴い、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制等が新たに導入

<検討内容>

○制度導入に向けた市町の検討等の参考となる資料の提供

- ・定年引上げの導入による影響、対応必要事項、制度概要等をまとめた資料の提供
- ・制度導入に向けたロードマップの提示

○各市町の検討状況等に係るアンケート、情報交換の実施

令和4年度の研究方針

- 職員の年齢構成等によって、市町の抱える課題は異なるため、行政経営研究会での検討は行わず、個別助言で対応

令和4年度以降の水道事業の広域連携に係る組織体制

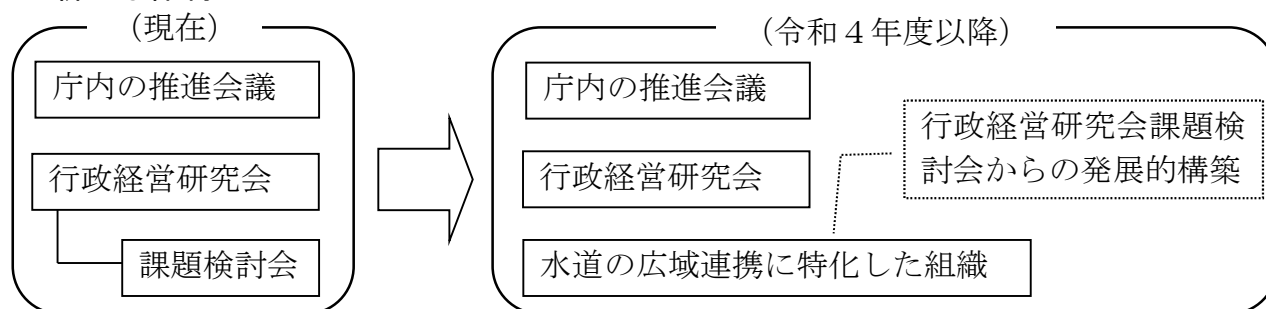
1 概要・目的

水道事業の広域連携については、平成28年度から行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会で市町等と、庁内については令和元年度から「水道事業の基盤強化を図る広域連携推進会議」で検討等を行っている。

平成31年1月25日付けの総務省及び厚生労働省の連名通知により、令和4年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定する必要があるが、市町等と意見を交わす機会が行政経営研究会に紐づく課題検討会のみであり、プラン策定の意思決定を行う県としての明確な組織がない。また、プラン策定後に県及び県内市町等が一同に会し、その進捗や継続して広域連携を検討、推進する機会が必要である。

そのため、行政経営研究会の課題検討会の発展型として、水道事業の広域連携に係る新たな組織の設置を行う。

2 新たな体制



3 新たな組織の目的等

公営水道が安全な水を適切な料金で持続的に安定供給するため、市町区域を越えた水道の広域連携について検討、協議する。

○所掌事務

- ・水道広域化推進プランの策定、推進、変更に関すること
- ・水道広域化推進プランに記載する広域連携に関すること
- ・上記2つの事項の目的を達成するために必要な事項に関すること

4 新たな組織の構成

静岡県水道広域連携全体会議

【会 長：くらし・環境部長

構成員：(県) 環境局長、地域振興局長、企業局次長

(市町等) 水道所管部(局)長、財政又は企画担当部(局)長 等】

圏域別連携検討部会 ※圏域ごとの関係する構成員で組織

【構成員：(県) 水資源課長、市町行財政課長、企業局経営課長及び水道企画課長
(市町等) 水道所管課長、財政又は企画担当課長 等】

令和 4 年度以降の新規テーマ提案の受付について

(経営管理部市町行財政課)

新規テーマ提案の受付について、要綱上、時期についての規定は無いが、これまでは実質年 1 回の受付だった。

従来	<ul style="list-style-type: none"> ① 年度末から年度初めにかけて各市町から提案を受付（令和 3 年度末は未実施） ② 提案市町が 4 月の本会場で趣旨等を説明、意見交換等を実施 ③ 後日、各市町に各テーマへの参加意向を確認 ④ 参加意向の結果を踏まえ事務局で取扱いを検討後、文書等で各市町に諮り決定
今後	課題の高度化・専門化に対応し、行政経営研究会の運営に機動性・実効性を持たせるため、新規テーマ提案を通年受付とする

<参考：今後考えられるテーマ例>

No	項目	説明
1	計画策定の共同化	市町において共同策定できる計画を研究し、ノウハウを共有し、策定事務負担を軽減
2	公立小中学校統合への対応	生徒数の減少を受け学校統合を実施する場合のノウハウや課題を共有し、方策を検討
3	立地適正化事案、コンパクトシティの形式	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導と集約化について研究
4	公立病院経営強化ガイドラインへの対応	公立病院の医師不足等による厳しい経営状況を踏まえ、持続可能な地域医療体制を確保するための方策を検討
5	携帯電話電波不感地域の共有化	携帯電話の電波が通じない不感地域を共有し、共同して携帯電話事業者に対し改善を促進
6	RPA、AI等、ICT技術活用の研究及び実験的事業の検討	RPAやAIといった、ICTを活用した業務改善を市町の業務における導入を共同で検討
7	移住者相談の共同実施、不動産情報の共同提供	移住相談を共同で行うとともに、移住希望者向けの不動産情報を共有し、移住対応へのノウハウ共有と省力化
8	観光客誘致に係る共同キャンペーン	複数市町間の連携による観光客誘致キャンペーンを行いスケールメリットを実現
9	広域観光ルートやサイクリングマップの作成	複数市町で共同の周遊観光マップやサイクリングマップを作成し、観光客の利便向上
10	災害ボランティアの受入	災害時に、行政、社会福祉協議会、NPO等の三者が連携して被災者（被災地）支援を行う体制について検討
11	地理情報システムの活用	GISシステムについて、住民サービス向上につながる活用方法を研究する
12	公共交通の利便性向上	公共交通情報オープンデータ化の研究や、バスロケーションシステム実証実験を実施
13	航空写真の撮影	スケールメリットを生かした航空写真撮影共同発注を検討
14	固定資産税の家屋評価の共同実施	専門性が求められる家屋評価を共同処理し、ノウハウの共有とスケールメリットの実現
15	介護サービス事業所の実地指導	専門性が求められる実地指導を共同処理し、ノウハウの共有を実現
16	公共施設案内・利用申込システムの共同運用	近隣類似施設の予約状況が容易に確認でき、利用者の利便向上

行政経営研究会の取組

行政経営研究会を設置した目的

分権型社会における県と市町のあり方とは何か？

県と市町が知恵を出し合い、様々な行政課題と一緒に取り組み、効果的に人々の暮らし満足度をアップ！！

行政経営研究会の組織と仕組み

市町・県で具体的取組を推進

■ 研究会（本会）

構成

全市町の総務・企画部長相当職
県の部理事(地方分権・大都市制度担当)

役割

- 具体的取組方針の決定
- 部会、課題検討会設置の決定
- 研究結果の報告受領、公表

■ 部会

構成 参加希望した市町・県の実務者等

役割 具体的課題の解決に向けた研究

検討状況により部会へ移行

■ 課題検討会（検討成果は公開）

構成 参加希望した市町・県の実務者、事務局

役割 テーマにおける課題の整理・情報共有、各団体にとっての課題感等を自由に議論（非公開）

事務局

構成 市長会・町村会の代表市町
市長会町村会総合事務局
県(市町行財政課)

役割

- ・ 全体運営、検討テーマの取りまとめ
- ・ 課題検討会、部会の設置案取りまとめ

公開

非公開

県内市町、県各部局からの問題提起